

## 議案第4号

杉並区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例及び杉並区が設置する専用水道の水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成31年2月12日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例及び杉並区が設置する専用水道の水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例

第1条 杉並区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年杉並区条例第31号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項第5号中「者」の次に「（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加える。

第2条 杉並区が設置する専用水道の水道技術管理者の資格に関する条例（平成27年杉並区条例第36号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号中「短期大学」の次に「（同法による専門職大学の前期課程を含む。）」を、「後」の次に「（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）」を加え、同項第5号中「後」の次に「（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）」を、「第3号に規定する学校を卒業した者」の次に「（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）」を加える。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（提案理由）

学校教育法等の一部が改正されたことに伴い、放課後児童支援員の資格要件等を改める必要がある。

杉並区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例及び杉並区が設置する専用水道の水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

第1条による改正（杉並区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>(職員)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学（以下「社会福祉学等」という。）を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 <u>（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）</u></p> <p>(6)～(10) 略</p> <p>3～5 略</p>	<p>(職員)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学（以下「社会福祉学等」という。）を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 _____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(6)～(10) 略</p> <p>3～5 略</p>

第2条による改正（杉並区が設置する専用水道の水道技術管理者の資格に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>(水道技術管理者の資格)</p> <p>第3条 法第34条第1項において準用する法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 学校教育法による短期大学<u>(同法による専門職大学の前期課程を含む。)</u>若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後<u>(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)</u>、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 第1号及び前2号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後<u>(学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)</u>、第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、第3号に規定する学校を卒</p>	<p>(水道技術管理者の資格)</p> <p>第3条 法第34条第1項において準用する法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 学校教育法による短期大学_____</p> <p>_____若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後_____</p> <p>_____、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 第1号及び前2号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後_____</p> <p>_____、第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、第3号に規定する学校を卒</p>

業した者 (同法による専門職大学の  
前期課程にあつては、修了した者)

については6年以上、前号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6)及び(7) 略

2 略

業した者 \_\_\_\_\_

については6年以上、前号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6)及び(7) 略

2 略